

国立大学法人福島大学の平成24年度財務諸表  
及び決算報告書に関する意見書

私たち監事は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人福島大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行いましたので、準用通則法第38条第2項の規定に従い、その結果につき以下のとおり意見を付して報告いたします。

1. 準用通則法第38条第1項に規定する貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表については、法令及び諸規程に従い、国立大学法人福島大学の財政状態及び財務運営の状況を適正に示していることを認めます。
2. 準用通則法第38条第2項に規定する決算報告書については、年度計画に従った予算の執行・決算の状況を適正に示していることを認めます。
3. 準用通則法第39条に規定する会計監査人の監査については、実施した監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

平成25年6月24日

国立大学法人福島大学

監事

平山 健一 

監事

高橋 恭和 